

千本桜地区の申し合わせ事項

2002.2.22

千本桜住民一同
千本桜街づくり委員会

地区計画に定められた事項を補完し、今後地区内で建築等を行なう際の住民間での約束ごと「千本桜地区の申し合わせ事項」をここに定めます。

私たちのまちの環境をいつまでも維持し、より一層向上していくため、申し合わせ事項をみんなで守り育てまいります。この申し合わせ事項については、住民の自主的な管理で行っています。

1. 地区計画で定められた商店街通りに面する建物の壁面後退部分(道路境界から75cm以上)には、物置や車庫などの固定的な設置物を置かないようにします。

商店街通りに面する敷地について道路境界から75cm以上後退して建物を建てるルールの主旨は、現況の歩道(幅2m)をよりゆとりあるスペースとして確保するためのものです。住宅の場合でも、可能な限り尊重します。

2. 商店街通りに接する敷地において、隣接する建物の一方または両方が住宅の場合、互いに敷地境界から壁面を50cm以上後退して建てるようにします。

地区計画においては、商店の建て替えに配慮してC地区でこの規定を除外しています。しかし、C地区においても商店と住宅が互いに良好な環境で共存するため、A・B地区と同様にできるだけ敷地境界から50cm以上離して建物を建てるよう努めます。

3. 住宅地にふさわしくない看板や広告物は立てないようにします。

住宅地としての風紀を乱す恐れのある看板や広告物は自粛します。

4. 住宅地内の道路では、長時間の路上駐車は自粛します。

住宅地内の生活道路は、災害時の緊急車の通行スペース、また避難のために大切な空間です。私たちのまちの安全のために、長時間の路上駐車は自粛します。

5. 必要な際に地区計画の見直しの検討を行います。

将来、社会情勢の変化等によって「千本桜地区地区計画」の内容が実情にそぐわなくなつた場合、私たちで地区計画の内容についての見直しを検討します。

千本桜地区 申し合わせ事項の経緯

千本桜地区は、現在の良好な住環境を将来も維持しながら暮らし続けたいという願いから、平成13年(2001年)7月、住民の努力と総意により「千本桜地区地区計画」を定めました。

地区計画では、今後建て替える場合の敷地の最低面積や隣との壁面の後退距離、ブロック塀等の高さ制限などを法律に基づくルールとして定めました。しかし、地区計画の作成過程で出された意見で定められなかった事項を住民間で検討を重ね「申し合わせ事項」として平成14年(2002年)2月22日定めました。

千本桜街づくり委員会